

技術提案書等の資料作成説明

札幌自動車道 神威橋床版取替工事

令和3年1月

あなたに、ベスト・ウェイ。



■ 目次

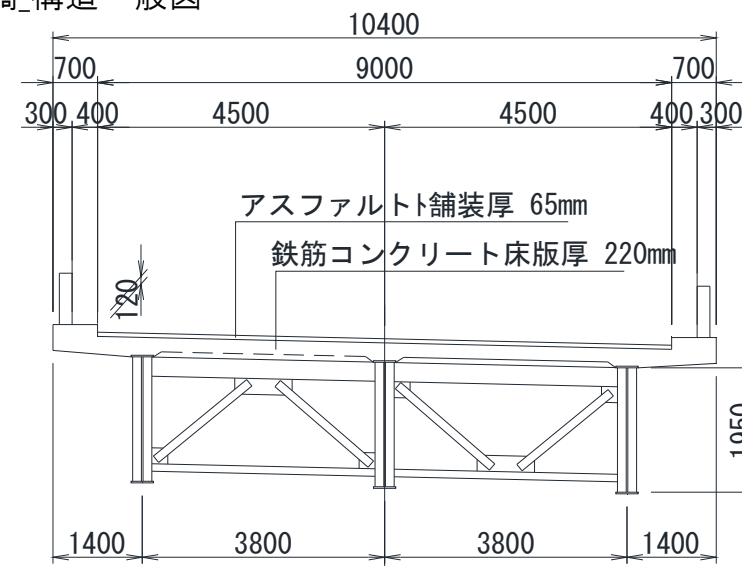
① 工事概要	．．．	2
② 契約方式	．．．	4
③ 契約手続きの基本的な流れ	．．．	5
④ 競争参加資格の施工実績	．．．	6
⑤ 配置予定技術者の要件	．．．	7
⑥ 技術提案書の作成	．．．	8
⑦ 入札前価格交渉の流れ	．．．	1 1
⑧ 総合評価落札方式における技術提案の評価方法	．．．	1 2
⑨ 質問と回答	．．．	1 3

①工事概要(1)

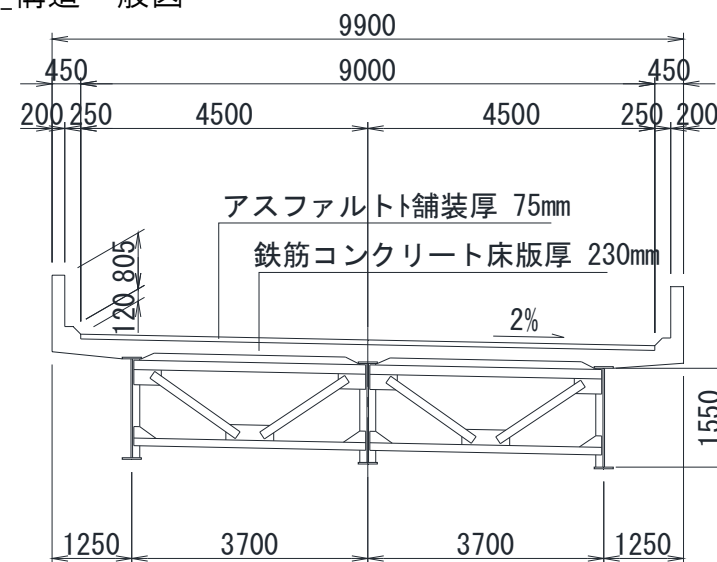
工事名	工事区間	工事概要
札樽自動車道 神威橋床版取替工事	朝里IC～ 銭函IC	詳細設計 : 1式 床版取替 : 約 2,100m ² 神威橋⊕ : 約 1,400m ² 石倉橋⊕ : 約 700m ²
	工事区間 11.7km	鋼桁補強 : 約 55 t 支承取替 : 18基 塗替塗装 : 約 4,200m ²



神威橋_構造一般図



石倉橋_構造一般図

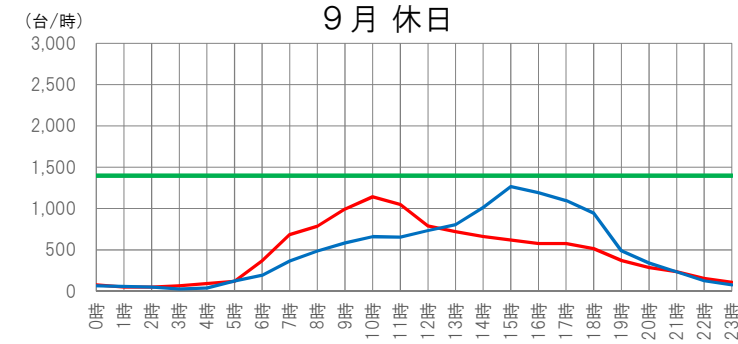
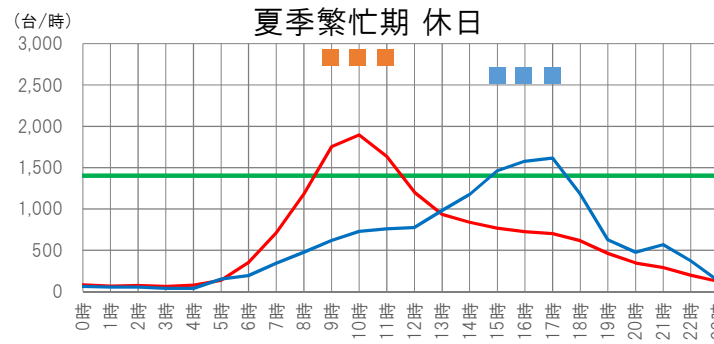
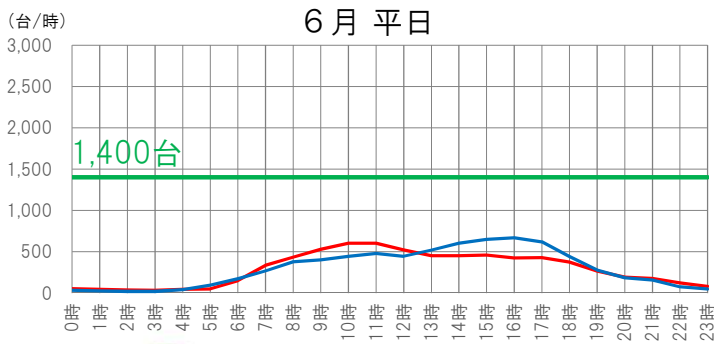
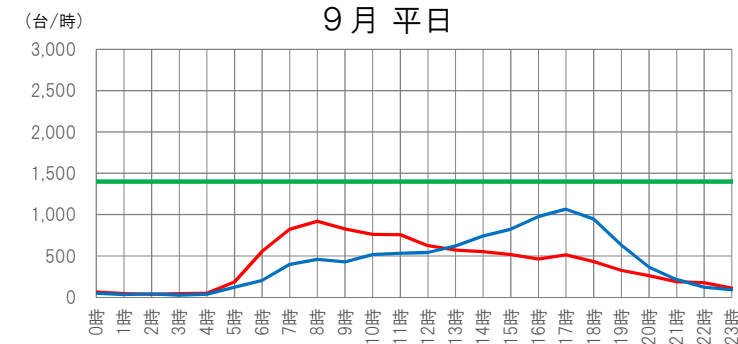
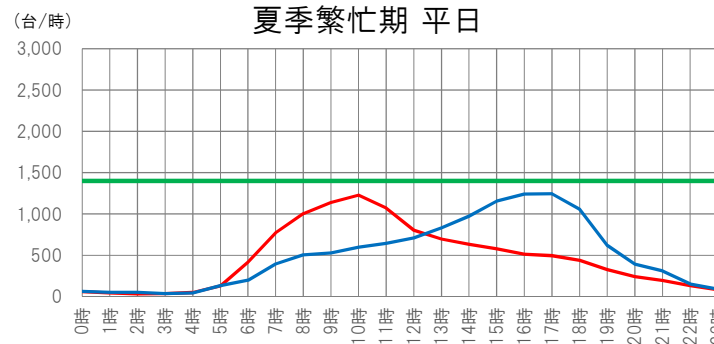
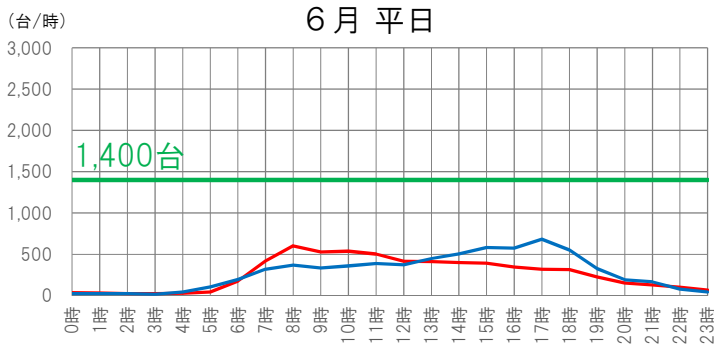
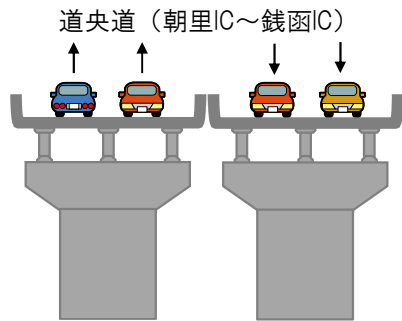


①工事概要(2)

■ 高速道路を通行規制して施工できる期間については、GWや夏季繁忙期、冬季を除いた期間である

春季：令和4年5月 9日～令和4年 7月15日

秋期：令和4年8月22日～令和4年10月31日



— 札幌方面行き — 小樽方面行き
 ■ 交通容量超過 (札幌方面行き) ■ 交通容量超過 (小樽方面行き)

②契約方式について

- 発注準備が整った工事を「当初発注工事」とし、設計や調査の完了後に実施する工事を「後発工事」として契約する『継続契約方式』を適用
- 継続契約方式の導入により下記効果を期待
 - 当初発注工事におけるノウハウを後発工事に活用することによる安全面や品質面の向上
 - 調達手続きの効率化による受発注者双方の負担軽減や入札不調リスクの軽減

【継続契約方式による工事イメージ】

※後発工事は最大2件まで

	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度
A工事 当初発注工事					
B工事 後発工事①					
C工事 後発工事②					

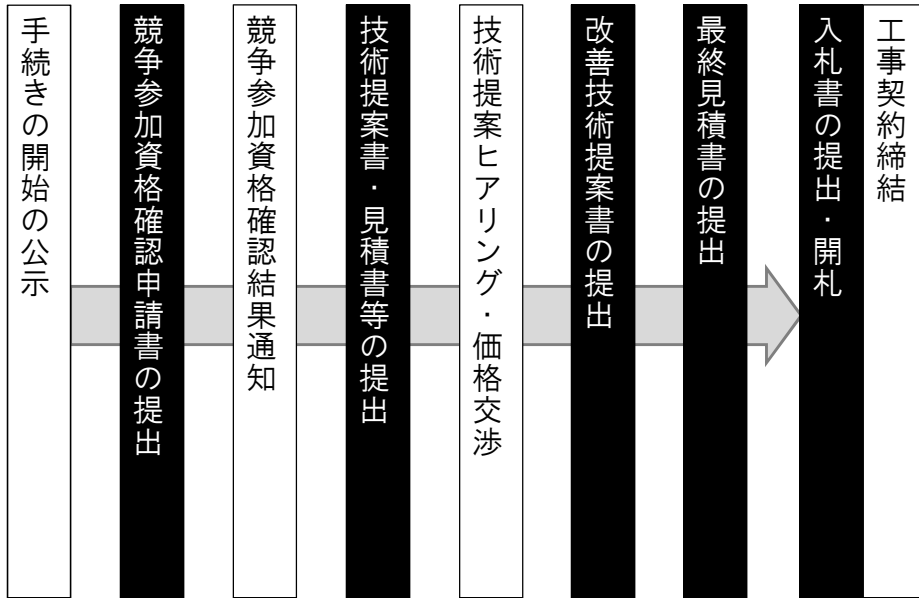
【後発工事の随意契約判断について】

※入札公告（説明書）記載例

- 後発工事の随意契約については、本工事及び既に契約締結済の後発工事に関する成績評定の結果を踏まえ、本工事の受注者と随意契約を実施すると判断した場合に、本工事の受注者に対し、随意契約の締結意思確認及び技術提案書の提出を求める。
- 随意契約の締結意思がある旨の回答があった場合は、提出のあった技術提案書の内容の審査を行ったうえで、本工事の受注者に対して後発工事に係る見積書の提出を求め、見積合わせを行い、契約を締結するものとする。

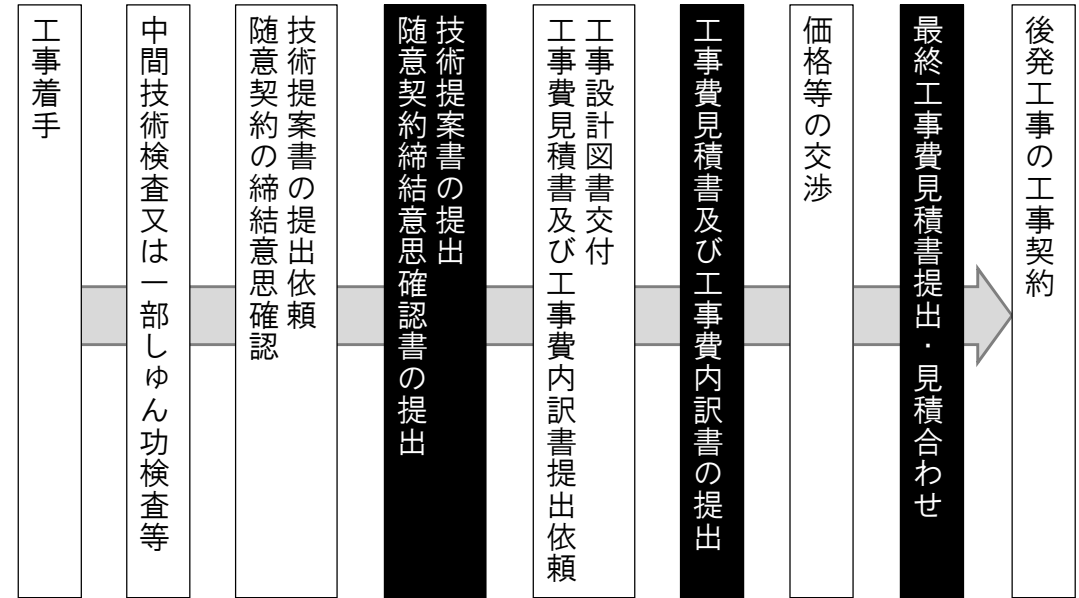
③契約手続きの基本的な流れ

《手続き開始の公示から工事契約締結》



工事
実施

《工事着手後から後発工事の工事契約》



【技術提案について】

- 本工事に係る技術提案の考え方は、後発工事に係る技術提案に踏襲されることを条件とする。なお、後発工事の発注段階で、再度、後発工事の技術提案の提出を求める。

【配置予定技術について】

- 後発工事の配置予定技術者は、本工事で配置する技術者と同一又は同等以上の者とする。

【落札率について】

- 後発工事には、本工事の落札率を考慮する。

【諸経費調整について】

- 後発工事の諸経費については、最新の土木工事積算基準における「随意契約工事諸経費の取扱い」に基づく諸経費調整を行う。
(本工事と後発工事の合算額に相当する諸経費を算出し、継続契約方式により調達する工事のうち契約済工事の諸経費相当額を差引く)

④競争参加資格の施工実績

■単体の場合

下記の施工実績をすべて有すること

同種工事 a： 道路橋において、下記のイ)又はロ)のいずれかの施工実績

イ)プレキャストP C床版又は場所打ちP C床版による床版の新設又は取替を実施した工事

ロ)P C上部構造をプレキャストセグメント工法により新設した工事

同種工事 b： 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において車線規制（車線減少規制又は片側交互通行規制）を実施した工事

※ 同種工事の施工実績は同一の工事において有する必要はない

■共同企業体の場合

下記の施工実績をすべて有すること

同種工事 a： 道路橋において、下記のイ)又はロ)のいずれかの施工実績

イ)プレキャストP C床版又は場所打ちP C床版による床版の新設又は取替を実施した工事

ロ)P C上部構造をプレキャストセグメント工法により新設した工事

同種工事 b： 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において車線規制（車線減少規制又は片側交互通行規制）を実施した工事

※ 同種工事の施工実績は同一の工事において有する必要はない

⑤配置予定技術者の要件(契約後)

■配置技術者

➤ 資格

主任（監理）技術者：本工事に対応する建設業法の許可業種（土木工事業）に係る資格を有する者
監理技術者：監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証を有する者

➤ 工事経験（現場代理人、主任技術者、監理技術者のいずれかの者）

道路橋において、下記の①又は②のいずれかの施工実績を有すること

- ①プレキャストPC床版又は場所打ちPC床版による床版の新設又は取替を実施した工事
- ②PC上部構造をプレキャストセグメント工法により新設した工事

■設計管理技術者・照査技術者

➤ 資格要件

- a：技術士[総合技術監理部門（建設—鋼構造及びコンクリート）]又は[建設部門（鋼構造及びコンクリート）]の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- b：RCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、RCCM資格制度による登録を行っている者。
なお、RCCMに合格している者が、RCCM資格制度による登録ができない立場にいる者についてもRCCMと同等の能力を有している者として認めるものとする
- c：土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）資格を有する者で次のi）～ii）のいずれかに該当する者
 - i）特別上級土木技術者、上級土木技術者及び1級土木技術者（コースA）の資格分野は「鋼・コンクリート」
 - ii）上級土木技術者及び1級土木技術者（コースB）の資格分野は「鋼・コンクリート」又は「橋梁」

⑥技術提案書の作成(1)

■技術提案書の項目と内容について

技術提案項目			配点
共通事項	床版取替の施工に伴う車線規制期間「令和4年度春季：5/9～7/15日間」、「令和4年度秋季：8/22～10/31」（標準案）以内の工事工程の評価は、提出された「技術提案に基づく工事工程表」を適・不適で評価する。		100点 (標準点)
技術提案	性能・機能	耐久性の向上	技術提案項目毎に審査内容に応じて判定方式で評価 (各15点)
		安全性の向上	
	社会的要請	交通の確保	床版取替に伴う既設橋の補強、床版取替、壁高欄、床版防水を含む床版取替完了までの車線規制期間の短縮に関する技術提案及び短縮日数

⑥技術提案書の作成(2)

■技術提案書の主な項目と記載上の注意事項（その1）

①安全かつ合理的で耐久性の高い取替床版（接合構造含む）の構造

- あご無しRCループ継手のプレキャストPC床版（標準構造）よりも耐久性の高い取替床版の構造であれば加点評価する。
 - ・床版構造の合理化を伴わない床版コンクリートの種別変更
 - ・コンクリート施工管理要領5-2養生に基づく提案については加点評価しない。
- 技術提案は2項目以内（A4版1枚ずつ(片面)）で補足資料（A3版1枚以内(片面)）を添付できる

②床版取替を安全かつ確実に実施するための既設床版撤去方法及び新設床版架設方法

- 床版撤去用油圧ジャッキおよびトラッククレーンによる既設床版撤去、トラッククレーンによる新設床版架設よりも安全性の高い施工方法であれば加点評価する。
- 技術提案は2項目以内（A4版1枚ずつ(片面)）で補足資料（A3版1枚以内(片面)）を添付できる

③床版取替に伴う既設橋の補強、床版取替、壁高欄、床版防水を含む床版取替完了までの車線規制期間の短縮に関する技術提案及び短縮日数

- 取替床版の構造、既設床版撤去方法、新設床版架設方法、壁高欄の構造、高性能床版防水の構造の合理化・省力化による車線規制期間の短縮日数で評価する。
- 技術提案の提案数の制限は無く（A4版1枚以内(片面)）で補足資料（A3版1枚以内(片面)）を添付できる

⑥技術提案書の作成(3)

■技術提案書の主な項目と記載上の注意事項（その2）

- 1つの提案は、1施工技術を用いた内容で1提案とする。また、複数技術を組み合わせなければ効果が発揮できないなど、一体不可分の内容となっている場合は、1提案とみなす。
- 求める提案①、②及び③において同一の技術提案であっても、それぞれの提案に対する評価項目を満たす提案である場合、それぞれの評価項目ごとに評価を行う。
- 技術提案の内容については、構造が成立する見込みの提案内容とすること。なお、技術提案時には構造成立性は求めない。

■技術提案の履行義務

技術提案の履行義務に対する取扱いは以下のとおり

原則として、設計及び工事の段階において優先交渉権者が提出した技術提案の内容は変更不可とする。ただし、以下の場合はこの限りではない。

- ①受注者の責によらない理由により、評価した項目の内容が履行不可能になった場合
- ②合理的な理由により受注者からの変更の協議があり、かつ、その変更内容が当初の提案内容と同等以上と認められた場合
- ③発注者と受注者の協議において合意した設計の仕様等に基づき変更する場合

⑦入札前価格交渉の流れ

- (1) 金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と記載した項目について、入札者から見積書の提出を求め、見積書提出後NEXCO 東日本と入札者との間で、見積書に記載された内容が、設計図書のパフォーマンス・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて交渉を行い、その結果に基づき、変更の有無に係らず最終見積書の提出を求め、NEXCO 東日本が優れた技術提案として認めた者のうち最も適正な価格であると認めた最終見積書を活用して契約制限価格の設定に反映させる方式である。
- (2) 本工事における見積書には技術提案内容を反映した金額を記載すること。
- (3) 交渉参加者は、本件工事の施工内容、資材又は機器のパフォーマンス・機能及び見積書の内容を十分に理解し、説明が可能な者で、かつ交渉内容について協議・合意ができる者とし、複数名の参加を可能とする。
- (4) 入札前価格交渉の交渉回数は、すべての入札者と各々1回以上行うことを原則とし、交渉状況に応じて複数回行うことがある。
- (5) 入札者は、上記において合意された事項を反映させた最終見積書を提出しなければならない。また、入札価格交渉によっても見積書から変更が生じない場合も同様とする。
- (6) 提出期限までに見積書又は最終見積書の提出がされない場合は、当該入札者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。
- (7) 入札者は、最終見積書に基づいた入札を行うものとするが、入札時の交渉対象項目の金額は、最終見積書に記載された交渉対象項目の金額を超えない限り変更ができるものとする。なお、最終見積書に記載された金額を超える交渉対象項目が1項目でもある場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。
- (8) 入札者は、入札書をNEXCO 東日本に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取り扱いを行わない。

⑧総合評価落札方式における技術提案の評価方法

■総合評価落札方式（技術提案評価型／除算方式）施工体制評価型併用

- 契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「除算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札者又は落札予定者と決定する
- 評価値が最も高い入札者であっても基準評価値未満の評価値である場合には、当該入札者を落札予定者とししない

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \quad (\times 1 \text{億})$$

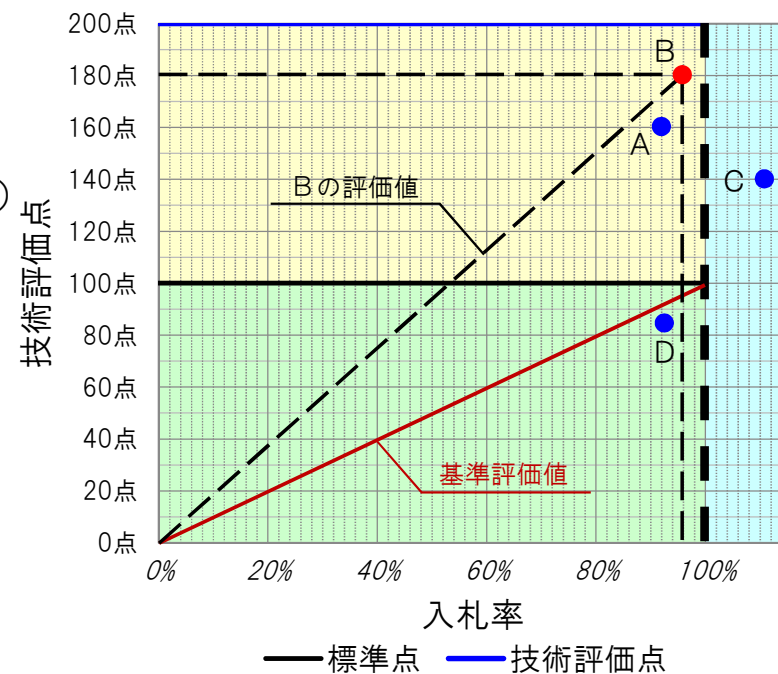
技術評価点：標準点（100点）＋加算点（0～70点）＋施工体制評価点（10 or 30点）

標準点：競争に参加するための最低限の要求を満たしている場合に付与する技術評価点を算出する際の基礎点

加算点：評価項目に対して、各入札者の技術力等に応じて付与される点数（0～70点）

施工体制評価点

- ・品質確保の実効性：品質確保のための施工体制の確保状況を確認し、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できる場合に付与（5 or 15点）
- ・施工体制確保の確実性：工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できる場合に付与（5 or 15点）



- 入札価格が予定価格の範囲内を満足しない領域
- 最低限の要求要件を満足しない領域
- 入札価格が予定価格の範囲内かつ最低限の要求要件を満足する領域

⑨質問と回答

NEXCO

- ・ 技術提案書等の資料作成説明における質問も含め、本工事に関する質問については、手続き開始の公示（説明書）7-2.質問の受付に示すとおり、質問書面を提出すること。

- ・ 質問及び回答の掲載箇所

東日本高速道路のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「備考」）

⇒https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/